

「福島市西部勤労者研修センター」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	4月27日	非公募施設として決定 (福島市行財政改革推進本部)	令和6年度からの指定管理者制度導入にあたり非公募で選定することを決定
2	8月3日～10日	指定申請書受付 (商工業振興課)	申請書類の内容等点検、受付
3	9月29日	第1次審査 (商工観光部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
4	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・商工観光部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者を決定

2 指定管理者候補者

- ・「福島西部地区立地企業連絡協議会」／最終合計点：64.25点

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.20点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	9.00点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	7.50点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.00点
⑤ 関係法令等の遵守体制	10%	2.50点
⑥ 社会的価値の実現	10%	2.90点
⑦ 安定した施設運営	15%	3.90点
合計	100%	32.00点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		64.00点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.25点を加点）した最終合計点		64.25点
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を十分に理解しており、より利用されるための検討もされている。 ・サービス向上に向けた意欲は感じられる。 ・これまでの施設管理方法を踏襲することで、問題は生じないと思われる。 		

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

- ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進
 - ア 上記ア、イを踏まえ、施設の設置目的の具現化に資する主催事業の企画運営を行うなど、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

- ③ 指定管理料（費用）設定
 - ア 必要な費目の設定が的確であり、積算の内容が妥当か

- ④ 効率的な施設の維持管理
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止並びに関係法令について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか
 - イ SDGsの実現に向けてどのように取り組むか

- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画及び人員体制となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の組織体制及び経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。